平成２１年（フ）第３０４号
大阪市城東区成育２丁目10番24―404号、開始決定時の住所大阪市城東区野江３丁目12番２号
破産者　池村　　治
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４９号
大阪府枚方市南中振２丁目７―14―202、開始決定時の住所大阪府寝屋川市香里新町28番30―602号
破産者　馬場崎　誠
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１３６号
大阪府東大阪市大蓮東５丁目12番19号
破産者　大﨑　忠政
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１４２号
大阪府枚方市北楠葉町24番２号
破産者　髙瀬　裕之
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２２２１号
大阪市住吉区山之内２―４―13、住民票上の住所大阪市住吉区清水丘１丁目25番６号
破産者　澤邑　貴弘
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２４５６号
大阪市淀川区西中島１丁目２番22号淀川グリーンハイツ301号、開始決定時の住所大阪市淀川区西中島６丁目10番17―203号
破産者　上野　淳史
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７９５号
大阪市東住吉区田辺１丁目12番15号
破産者　菅原　雅之
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４０９号
大阪市浪速区日本橋東３丁目14番10―306号
破産者　髙橋　伸洋
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８５０号
大阪府豊中市城山町２丁目４―11、開始決定時の住所大阪府豊中市長興寺北２丁目８番８―105号
破産者　阪本組こと　阪本　直紀
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０１５号
大阪市北区長柄西１丁目２番25―611号
破産者　野田　隆信
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２４１号
大阪府寝屋川市錦町15番７―303号
破産者　錦田　友也
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１６６９号
大阪府柏原市堂島町３番28号
破産者　大嶺　　聡
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９３１号
堺市西区浜寺諏訪森町西１丁11番地４　エクセル諏訪森205号、前住所堺市中区東山792番地２
破産者　小西　安信
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９５１号
堺市堺区香ヶ丘町２丁11番17号　パインハイツ香ヶ丘１号、前住所堺市北区百舌鳥梅北町２丁53番地８
破産者　有田　雅朗
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９８３号
堺市北区中百舌鳥町６丁1040番地40　メゾネットフォレスト106号、前住所堺市北区中百舌鳥町５丁798番地６
破産者　巻下　静男
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９８４号
堺市北区中百舌鳥町６丁1040番地40　メゾネットフォレスト106号、前住所堺市北区中百舌鳥町５丁798番地６
破産者　巻下　斐子
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１００５号
堺市北区金岡町1415番地２　サンヴァリエ中百舌鳥４号棟101号室
破産者　伊藤　　豊
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１７１７号
神戸市東灘区本山北町６丁目13番10号、前住所兵庫県芦屋市川西町11番２―206号
破産者　谷端歯科医院こと　谷端　宏彦
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部